

指定基準上義務付けられている研修について

事業所業種	対象者	認知症介護実践者研修 ※1	認知症介護実践リーダー研修 ※2	認知症対応型サービス事業管理者研修 ※3	小規模多機能型等計画作成担当者研修 ※3	認知症介護サービス等開設者研修
認知症対応型共同生活介護	管理者	●		●	－	－
	短期利用共同生活介護算定要件における「十分な知識を有する介護従事者」	●	●	－	－	－
	計画作成担当者	●	－	－	－	－
	代表者	－	－	－	－	●
小規模多機能型居宅介護	管理者	●	－	●	－	－
	計画作成担当者	●	－	－	●	－
	代表者	－	－	－	－	●
認知症対応型通所介護	管理者	●	－	●	－	－
看護小規模多機能型居宅介護※4	管理者	●	－	●	－	－
	計画作成担当者	●	－	－	●	－
	代表者	－	－	－	－	●

※1 旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了した者は認知症介護実践者研修を受講する必要はありません。

※2 旧痴呆介護実務者研修(専門課程)を修了した者は認知症介護実践リーダー研修を受講する必要はありません。

※3 事前に認知症介護実践者研修の受講が必要です。

※4 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設者又は管理者に、保健師又は看護師が就任する場合は、研修修了者である必要はありません。